
『東南アジア新興国と日本の共通する課題：
学びあいを通じた解決へ』

目次

| | |
|------------------------------|----|
| プログラム概要..... | 3 |
| 背景..... | 4 |
| 対象領域..... | 4 |
| 高齢化社会..... | 4 |
| 多文化社会..... | 4 |
| 身近な環境をめぐる合意形成..... | 5 |
| プログラム枠組み..... | 6 |
| 対象国..... | 6 |
| 助成期間..... | 6 |
| 助成金額..... | 6 |
| 求められる成果..... | 6 |
| 注意事項..... | 6 |
| 予算..... | 7 |
| 応募について..... | 7 |
| 応募手順..... | 7 |
| 注意事項..... | 7 |
| 応募者について..... | 8 |
| 応募資格..... | 8 |
| 応募者の義務..... | 8 |
| 事前相談..... | 8 |
| 選考手続..... | 9 |
| 当財団とのコミュニケーション－助成対象者の義務..... | 10 |
| 覚書の交換..... | 10 |
| 中間報告・会計報告..... | 10 |
| 完了報告・会計報告..... | 10 |
| 成果物..... | 10 |
| コンサルテーション..... | 10 |
| 活動報告会..... | 10 |
| 法令遵守..... | 10 |
| FAQ..... | 11 |
| 個人情報..... | 12 |
| 著作権..... | 12 |
| お問い合わせ先..... | 12 |

プログラム概要

- **対象国：** インドネシア、ヴェトナム、タイ、日本、フィリピン
- **対象領域：** a) 高齢化社会 b) 多文化社会 c) 身近な環境をめぐる合意形成
- **助成期間：** 1年間（2013年11月—2014年10月）
- **求められる成果：** 政策提言の作成と関係者への普及
- **応募対象者の要件：** 助成領域に関連した実績を持つ、多様なメンバーによるチーム
(対象国在住者を優先する)
- **助成金額（1件あたり上限）：**
 - a) 対象国1国内でのプロジェクト：300万円
 - b) 対象国2国以上でのプロジェクト：600万円
- **応募方法：** 財団ウェブサイトを通じた応募のみ
- **募集期間：** 2013年5月7日から2013年6月21日（日本時間午後5時まで）

背景

近年、アジア各国では急速な経済成長が続いており、東南アジア各国の中からも新興国化する国々も出てきています。それらの国々では環境汚染や高齢化など、日本と共通する課題を持つこととなります。

本パイロットプログラムは、期間を1年、対象地域を東南アジアの数か国と日本に限定した試行的なプログラムとして、これらの国々と日本に共通する課題に着目し、既に存在する知見に基づく政策提言型の活動を助成するものです。

プログラムを通じて、それぞれの国における課題の所在と、その解決に向けての方策を互いに学びあいながら、共に考えていくことを目的とします。

本プログラムを通じて日本とアジア各国が互いの実像を理解し、従来の「支援者-受け手」という関係に替わる、未来に向けた新たなパートナーシップのありかたを築いていく基礎となることを期待するものです。

対象領域

本プログラムの対象となる領域と、各領域におけるサブテーマは以下の通りです。これらは日本とアジア諸国において現在、あるいは近い未来に共有される課題と考えられます。

高齢化社会

テーマについて

高齢化は多くの国々において、これまでの社会のありかたを大きく変えます。持続的な医療・ケア・社会保障の制度を考えていくことと並んで、高齢者が尊厳を持って暮らせるコミュニティを作ることが大きな課題です。

サブテーマ

- ケア概念と実態、ケア人材が果たす役割の比較
- 地域社会における高齢者の参画の促進

多文化社会

テーマについて

近年、難民・移住労働・国際結婚のような人の移動が増加した結果、各国において多様な文化的背景を持つ人々がコミュニティに混住することが増えています。それに伴う課題を解決し、活気ある地域づくりを支援する枠組みが必要となってきました。

サブテーマ

- 移民及びその子どもたちが溶けこめる地域についての好事例
- 多様な文化を持つ住民による地域の活性化を可能にする制度的枠組み

身近な環境をめぐる合意形成

テーマについて

各地域の住民が身近な環境について関心を表明するようになってきており、地域住民が自分たちの間で、また行政やNPO、企業等の関係者との間で合意を形成する必要があります。アジア各国でこのような合意形成のためのプロセスを促進する枠組みが求められています。

サブテーマ

- 合意形成をめぐるプロセス—成功した事例の検証
- 各国における政策枠組みの比較—他国における適用可能性

プログラムの枠組み

対象国

本プログラムの対象国はインドネシア、ヴェトナム、タイ、日本、フィリピンの5カ国です。各企画は少なくともこの1国でプロジェクトを実施することが求められます。

助成期間

本プログラムの助成期間は1年間（2013年11月1日～2014年10月31日）です。助成期間の延長は認められません。

助成金額

| 対象国の数 | 1件あたり助成金額 (上限) |
|--------------------------------|-------------------|
| a. 対象国の1国におけるプロジェクト | 3,000,000円 |
| b. 対象国の2国以上における比較的な視座を持つプロジェクト | 6,000,000円 |

求められる成果

各助成対象者は助成期間内に政策提言をとりまとめ、関係者に対して政策提言の普及のための活動を行うことが求められます。

注意事項

以下についての助成を求める場合は、本プログラムに応募することはできません。

- 個人の福利や利得
- 奨学金
- フェローシップ
- 医療費
- 寄付金
- 事業（初期投資を含む）費用
- 既存の活動に対する費用
- 他への活動委託費用
- これまで活動経験がない国での活動

予算

予算として認められる費用の例

- 旅費
- 通信費
- 人件費（ただし全体予算の30%を上限とします）
- 会合費
- 成果物の作成費

予算として認められない費用の例

- 飲食費
- 助成対象企画にかかわらない費用
- 器具・機械・設備費用
- 組織・団体の一般管理費（オーバーヘッド）

応募について

応募手順

応募にあたっては、トヨタ財団ウェブサイト (<http://www.toyotafound.or.jp/>) より応募登録を行い、企画書をダウンロードした上で、必要な情報を記入した企画書をアップロードしていただく必要があります。募集期間は 2013年5月7日（火）より2013年6月21日（金）日本時間午後5時までです。

注意事項

- 応募にあたっては、トヨタ財団所定の企画書書式（日本語または英語）のみを使用してください。ページの拡張等は認められません。
- 企画書への添付資料の追加は認められません。
- 応募にあたっては、トヨタ財団ウェブサイト上の応募ガイド等で示された指示を順守してください。
- 応募締切時が近づきますと、回線が大変混雑し、企画書の送信（アップロード）ができない等の不具合が生じる恐れがあります。十分な余裕をもってご送信ください。
- 提出された企画書の差し替えは受け付けません。
- 提出された企画書の返却はいたしません。
- 企画書上の記載に虚偽または誤りがあった場合、企画書は選考の対象外となります。仮に採択にいたっても助成の取り消しがあり得ますので、ご注意ください。
- 採否の理由に関するお問い合わせには応じかねます。

応募者について

応募資格

- 対象国の1国以上において、対象領域に関連する研究・活動等の実績を持っていること
- 対象国の1国以上において、対象領域の政策関係者の人的なネットワークを持っていること
- 政策提言についての経験を持っていること
- 高度なコミュニケーション能力

応募者の義務

- 本募集要項を通読し、その指示を順守すること
- 企画書を期間内に送信（アップロード）すること
- 選考過程においてトヨタ財団の求めがあった場合、選考について必要な情報を提供すること
- トヨタ財団より企画内容・予算等についての修正を求められた場合、対応すること

事前相談

応募者は企画書の提出に先立ち、トヨタ財団の担当プログラム・オフィサー（青尾／大澤 — 連絡先は P.12 をご参照ください）に相談することができます。その際、A4 用紙 2 ページ以内で①参加者、②過去の実績、③企画概要、④予算をまとめたものをご用意ください。

選考手続

- 助成の可否は、外部の有識者からなる選考委員会（委員長：三好皓一 立命館アジア太平洋大学教授）による選考を経て、2013年9月下旬に開催されるトヨタ財団理事会で決定されます。
- 選考委員会は趣旨との整合性、期待される成果、効率性、実現可能性等の観点から企画書を審査します。
- 選考委員会は企画書だけでなく、トヨタ財団を通じて応募者に追加の情報を求めることがあります。
- 選考委員会は企画書の内容（活動・予算・成果物等）について、必要に応じて変更を求める場合があります。
- 選考結果は、理事会後2013年10月初めまでにEメールで応募者（連絡責任者）にお知らせいたします。なお、採否の理由などに関するお問い合わせには応じかねます。

当財団とのコミュニケーション — 助成対象者の義務

助成対象となった企画の代表者は、トヨタ財団とコミュニケーションをとりながら、良好な企画運営を行うことが求められます。

覚書の交換

9月下旬の理事会による決定後、トヨタ財団は企画実施に関する要件を規定した覚書を送付します。助成対象者は速やかに覚書に署名・捺印し、返送することが求められます。覚書が送付されない場合、助成を取り消される場合があります。

中間報告・会計報告

助成対象者は、財団宛に所定の書式に従って中間報告並びに会計報告を期限までに提出する必要があります。中間報告に不備がある場合、次の送金を見合わせる場合がありますので、ご注意ください。

完了報告・会計報告

助成対象者は、財団宛に所定の書式に従って完了報告並びに会計報告を期限までに提出する必要があります。

成果物

助成対象者は企画終了時に、政策提言の成果物を3部提出する必要があります。

コンサルテーション

当財団のプログラム・オフィサー（PO）が、必要に応じ、代表者もしくは主要なメンバーの方を訪問し、プロジェクトの進捗状況やその時点での結果の見通しなどについてコンサルテーションを行います。プロジェクトの進捗状況を把握するために、プロジェクトメンバーが主催するワークショップやシンポジウムなどにPO等が出席することもあります。

活動報告会

プロジェクトの進捗状況、結果の見通しなどについて、代表者もしくは主要なメンバーの方にご報告いただき、意見交換を行う活動報告会を当財団にて開催する場合がありますので、当財団からの出席要請に対して、ご協力をお願いします。

法令遵守

各助成対象者は、関係各国における法令及び行政手続きを順守することが求められます。

FAQ

Q: 助成対象となる企画が、対象国の1国のみでの活動であってもよいのでしょうか。それとも、必ず2国以上での活動を行う必要があるのでしょうか。

A: 各企画は対象国の1国ないしは2国以上で活動を行うことができます。各企画の予算上限は企画の対象となる対象国の数によることにご注意ください。

Q: 企画期間中に、政策提言の作成だけで終了することは認められますか。

A: いいえ、関係者に対する普及などの活動を期間中に行うことが必要となります。

Q: 助成金で、対象国以外での活動について支出することは認められますか。

A: 認められません。

Q: 助成期間（1年間）を延長することは可能ですか。

A: 延長できません。

Q: 過去の活動からの成果や知見を政策提言作成に用いることはできますか。

A: 可能です。

Q: 慈善活動や開発プロジェクト、研究プロジェクト、奨学金は助成対象となりますか。

A: 助成対象とはなりません。

Q: 本助成金で、過去の出版物等を復刻することは可能ですか。

A: 可能です。ただし、それを受け止める対象者及びその意義について明確に説明することが求められます。また、出版を目的とする企画は優先順位が低くなるものと考えられます。

Q: 個人による活動は助成対象となりますか。

A: 助成対象とはなりません。

Q: 単一の組織による活動は助成対象となりますか。

A: 可能です。一方で応募者は多様な背景（政府関係者・研究者・NPO等）を持つ関係者によるチームを形成し、より広範な影響力を与えることが推奨されます。

Q: 芸術活動やイベント、公演、展覧会等は助成対象となりますか。

A: 助成対象とはなりません。

Q: 助成金によって運営費を支出することは可能ですか。

A: 助成対象者、助成対象組織が負担できない場合に限り、人件費やその他運営費用を支出することは可能です。ただし、助成企画に直接関係する支出であることが必要です。

Q: 助成金で組織のオーバーヘッド、あるいは一般管理費を支出することはできますか。

A: 支出対象にはなりません。

Q: 助成金で車両の購入やコンピュータ等の資産を購入することはできますか。

A: 購入することはできません。

Q: トヨタ財団のウェブサイトを通じて応募ができないので、企画書を郵便で送りたいのですが、企画書の書式をトヨタ財団ウェブサイトからダウンロードすることはできますか。

A: 選考の対象となるのは、財団ウェブサイトを通じて送信された企画書に限らせていただきます。郵便、Eメール、FAX等の手段によって送られた企画書は選考の対象とはなりません。応募期間

終了後の送付は理由のいかんを問わず受け付けられませんので、財団ウェブサイトを通じて企画書を送信される際には、十分な時間的余裕をもってご応募ください。

個人情報

企画書から得られた個人情報は、選考および統計資料作成、応募者への連絡等事務作業に使用します。法令で認められる場合を除き、応募者の同意なく上記目的以外に使用することはありません。

著作権

本企画を実施した結果作成された成果物の著作権は全て助成対象者に属します。ただし、助成対象者の同意を得られた場合には、提出された報告書またはその内容の一部をもとに、トヨタ財団が成果をとりまとめた出版物等を作成することがあります。

お問い合わせ先

公益財団法人 トヨタ財団 国際助成グループ

担当： 青尾 / 大澤 / 笹川

電話： 03-3344-1701

お問い合わせ： asianneighbors@toyotafound.or.jp